

# J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 個別約款（新旧対照表） ※2026年10月1日付で変更

## ■ J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 個別約款（マイホーム発電料金コース）

変更後	変更前	変更
<p>2.適用条件</p> <p>(1) 家庭用コージェネレーションシステムを専用住宅又は1 需要場所に設置するガスメーターの能力（J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款 18(1)ただし書きの規定により料金を算定しているお客さまについてはそのガスメーターの能力の合計とします。）が 10 立方メートル毎時以下の併用住宅で使用する需要で、お客さまが<b>マイホーム発電料金コース</b>を希望されること。</p> <p>4.割引制度</p> <p>(1) 本個別約款を適用されているお客さまで、①床暖房、②浴乾、③ミスト発生器、④ガスコンロを所有し、季節に応じ日常にご使用のお客さまに対しては、<b>次の組み合わせ</b>によって3に定める料金から1か月につき以下に定める割引額を差し引いたものを料金といたします。ただし、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は割引の適用は行いません。</p> <p>〔割引額〕</p> <p>イ ①、②、③、④のすべてを<b>所有し、ご使用の場合</b> 割引額 = 3に定める料金×9パーセント（1円未満の端数切り上げ）</p> <p>ロ ①、②、③のみを<b>所有し、ご使用の場合</b> 割引額 = 3に定める料金×7パーセント（1円未満の端数切り上げ）</p> <p>ハ ①、②、④のみを<b>所有し、ご使用の場合</b> 割引額 = 3に定める料金×7パーセント（1円未満の端数切り上げ）</p> <p>ニ ①、②のみを<b>所有し、ご使用の場合</b> 割引額 = 3に定める料金×5パーセント（1円未満の端数切り上げ）</p> <p>ホ ①、④のみ（又は①、③、④のみ）を<b>所有し、ご使用の場合</b> 割引額 = 3に定める料金×2パーセント（1円未満の端数切り上げ）</p>	<p>2.適用条件</p> <p>(1) 家庭用コージェネレーションシステムを専用住宅又は1 需要場所に設置するガスメーターの能力（J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款 18(1)ただし書きの規定により料金を算定しているお客さまについてはそのガスメーターの能力の合計とします。）が 10 立方メートル毎時以下の併用住宅で使用する需要で、お客さまが<b>マイホーム発電料金契約</b>を希望されること。</p> <p>4.割引制度</p> <p>(1) 本個別約款を適用されているお客さまで、①床暖房、②浴乾、③ミスト発生器、④ガスコンロを所有し、季節に応じ日常にご使用のお客さまに対しては、<b>次の所有の組み合わせ</b>によって3に定める料金から1か月につき以下に定める割引額を差し引いたものを料金といたします。ただし、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は割引の適用は行いません。</p> <p>〔割引額〕</p> <p>イ ①、②、③、④のすべてを<b>所有の場合</b> 割引額 = 3に定める料金×9パーセント（1円未満の端数切り上げ）</p> <p>ロ ①、②、③のみを<b>所有の場合</b> 割引額 = 3に定める料金×7パーセント（1円未満の端数切り上げ）</p> <p>ハ ①、②、④のみを<b>所有の場合</b> 割引額 = 3に定める料金×7パーセント（1円未満の端数切り上げ）</p> <p>ニ ①、②のみを<b>所有の場合</b> 割引額 = 3に定める料金×5パーセント（1円未満の端数切り上げ）</p> <p>ホ ①、④のみ（又は①、③、④のみ）を<b>所有の場合</b> 割引額 = 3に定める料金×2パーセント（1円未満の端数切り上げ）</p>	<p>変更</p> <p>変更</p>

<p>5. 精算</p> <p>(1) 2の条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日（当該日が定例検針日と同日の場合はその日とし、5（2）及び6（3）において同じ。）までさかのぼって J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 個別約款（一般 S コース）に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。</p> <p>6. 設置確認及び解約等</p> <p>(1) 当社又は大阪ガスは、家庭用コージェネレーションシステム・床暖房・浴乾・ミスト発生器・ガスコンロが設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、新たに申し込みをされたお客さまについては、当社はマイホーム発電料金コースの申し込みを承諾しない又は申し込まれた割引の適用を行わないこととし、既にマイホーム発電料金コースを締結されているお客さまについては、他の契約種別への変更、契約の廃止又は適用されている割引の変更等の手続きを行っていただきます。</p> <p>(2) 家庭用コージェネレーションシステム・床暖房・浴乾・ミスト発生器・ガスコンロを取り外した場合若しくは使用しなくなった場合又は家庭用コージェネレーションシステムが継続的に発電停止状態に至った場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、家庭用コージェネレーションシステムを取り外した場合若しくは使用しなくなった場合又は家庭用コージェネレーションシステムが継続的に発電停止状態に至った場合は、マイホーム発電料金コースから他の契約種別への変更又は契約の廃止等の手続きを行っていただきます。床暖房・浴乾・ミスト発生器・ガスコンロを取り外した場合又は使用しなくなった場合は、適用されている割引の変更の手続きを行っていただきます。</p> <p>(3) (1)又は(2)に基づく解約日又は割引額の変更日は、2又は4に定める適用条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日といたします。</p> <p>・料金表</p> <p>2. 料金表</p> <p>① 料金表 A</p>	<p>5. 精算</p> <p>(1) 2の条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日（当該日が定例検針日と同日の場合はその日とし、5（2）及び6（3）において同じ。）までさかのぼって J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款および J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 個別約款（一般コース）に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。</p> <p>6. 設置確認及び解約等</p> <p>(1) 当社又は大阪ガスは、家庭用コージェネレーションシステム・床暖房・浴乾・ミスト発生器・ガスコンロが設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はマイホーム発電料金契約の申し込みを承諾しない、又はマイホーム発電料金契約を解約することといたします。</p> <p>(2) 家庭用コージェネレーションシステム・床暖房・浴乾・ミスト発生器・ガスコンロを取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、家庭用コージェネレーションシステムを取り外した場合は、マイホーム発電料金契約を解約したものとみなします。</p> <p>(3) (1)又は(2)に基づく解約日もしくは割引額の変更日は、2又は4に定める適用条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日といたします。</p> <p>・料金表</p> <p>2. 料金表</p> <p>① 料金表 A</p>	<p>変更</p> <p>変更</p>
--	--	---------------------

## イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1, 335. 00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------------	--------------------------------

## ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	148. 00円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

## ② 料金表B

## イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	2, 737. 60円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------------	--------------------------------

## ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	77. 87円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

## ③ 料金表C

## イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1, 335. 00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------------	--------------------------------

## ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	148. 00円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

## ④ 料金表D

## イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	759. 00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------------	-----------------------------

## ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	175. 78円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

## ② 料金表B

## イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	2, 707. 22円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------------	--------------------------------

## ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	78. 37円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

## ③ 料金表C

## イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	759. 00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------------	-----------------------------

## ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	175. 78円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

## ④ 料金表D

変更

## イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1, 392. 60円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------------	--------------------------------

## ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	145. 12円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

## ⑤ 料金表 E

## イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	4, 356. 10円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------------	--------------------------------

## ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	85. 85円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

## ⑥ 料金表 F

## イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	4, 583. 10円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------------	--------------------------------

## ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	83. 58円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

## イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1, 362. 16円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------------	--------------------------------

## ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	145. 62円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

## ⑤ 料金表 E

## イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	4, 326. 05円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------------	--------------------------------

## ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	86. 35円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

## ⑥ 料金表 F

## イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	4, 552. 16円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------------	--------------------------------

## ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	84. 08円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

<p>・付則</p> <p>1. 本個別約款の実施期日 (実施期日)</p> <p>この改正規定は、2026年10月1日から実施します。</p> <p>ただし、5(1)の規定は、条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日が2026年10月末日以前の場合、条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日から2026年10月定例検針日までの期間の使用量に基づく料金に関しては、「一般Sコース」を「一般コース」に読み替えるものといたします。</p> <p>2. 本個別約款の実施に伴う切替え措置 (削除)</p>	<p>・付則</p> <p>1. 本個別約款の実施期日</p> <p>2. 本個別約款の実施に伴う切替え措置</p> <p>(1) 当社は、料金算定期間にかかる供給の起点が2019年10月1日より前で、2019年10月1日から同月31日までの間に支払義務が発生する料金については、現行のJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款の変更前のJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款（以下「旧基本約款」といいます。）および本個別約款の変更前のJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 個別約款（マイホーム発電料金コース）（以下「旧個別約款」といいます。）に基づき算定いたします。</p> <p>(2) 当社は、料金算定期間にかかる供給の起点が2019年10月1日より前で、2019年11月1日以降に支払義務が発生する料金については、次の算式により算定いたします。</p> <p>(算式)</p> $\text{料金}(\times 1) = (\text{イ}) \text{消費税率を8パーセントとして算定した料金}(\times 2) \times a + (\text{ロ}) \text{消費税率を10パーセントとして算定した料金}(\times 3) \times (1 - a)$ <p>※1 各項の算定においては、1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨ていたします。</p> <p>※2 (イ)の基本料金および、調整単位料金の算定にかかる基準単位料金については、旧個別約款別表の各料金表を適用いたします。</p> <p>※3 (ロ)の基本料金および、調整単位料金の算定にかかる基準単位料金については、本個別約款別表に規定する各料金表を適用いたします。</p>	<p>追記</p> <p>削除</p>
---	--	---------------------

(備考)

$\alpha$  = 前回確定日 (\*) の翌日から起算して 2019 年 10 月 31 日までの期間の月数  
(\*\*) / 前回確定日 (\*) の翌日から起算して 2019 年 10 月 1 日以後最初の  
支払義務発生日までの期間の月数 (\*\*)

\* 前回確定日とは、2019 年 9 月 30 日以前の支払義務発生日のうち最後のもの  
(支払義務発生日がない場合は新たにガスの使用を開始した日) をいいます。

\*\* 月数は暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは 1 月といたします。